

令和9年3月 高校卒業予定者の採用を お考えの事業主の皆さまへ



●令和8年4月1日からの変更点

高卒求人票の様式改正

- ◆「マイカー通勤」に係る特記事項欄の追加
- ◆「転勤の可能性」に係る転勤範囲入力欄の追加
- ◆「試用期間」に係る自由記述欄（期間入力等）の追加
- ◆「新卒入社日」欄の追加

統一応募書類の使用に関する改正

- ◆手書き記入、パソコン入力のどちらも可能であることが原則
（求人者の意向により手書き記入またはパソコン入力のいずれかとする場合のみ求人票の特記事項に記載し、学校に対してその趣旨を説明すること）

選考結果通知に関する改正

- ◆選考結果は速やかに決定するよう努め、必ず文書で通知してください
遅くとも1、2週間以内 → **遅くとも1週間以内**

●高卒求人を申込むにあたって

高校生を対象とした求人票は就職希望者が就職先を決定する重要な情報であり、適切な職業選択のための様々なルールが設けられています。

ハローワーク鶴岡のホームページには求人・採用に関するルールその他、求人作成時の留意点などを詳しく掲載しています。求人申込みの前に**必ず**ご確認ください。

●募集人数について

高校生を採用する適正な募集人数を記載してください。

「高卒・大卒どちらか1名」や「高卒・中途採用どちらか1名」という募集はできません。

中途採用・大卒者を採用したからといって、高卒求人を取り消すことや募集人員を減らすことはしないようご注意ください。

求人提出後に取り消したり、求人数を減らそうとする場合は、マイページからの変更等はず、管轄ハローワークまで速やかにご連絡ください。定められた届書の提出が必要となります。

※充足した場合または求人申込み時に受付期間を設定し、期間経過後は取消が可能です。